

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とすると共に、評価差額を2023年9月期及び2024年9月期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

2023年9月期における減損処理額はございません。

2024年9月期における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、又は、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先……………破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先……………実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先……………今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先……………今後の管理に注意を要する発行会社

正常先……………上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

金銭の信託関係

1. 満期保有目的の金銭の信託

〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。

その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2023年9月30日	2024年9月30日
評価差額	△18,282	△10,025
その他有価証券	△18,282	△10,025
（＋）繰延税金資産	—	—
（又は（△）繰延税金負債）	—	—
その他有価証券評価差額金	△18,282	△10,025

電子決済手段

該当ございません。

暗号資産

該当ございません。

デリバティブ取引の時価等に関する事項

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- （1）金利関連取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。
- （2）通貨関連取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。
- （3）株式関連取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。
- （4）債券関連取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。
- （5）商品関連取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。
- （6）クレジット・デリバティブ取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- （1）金利関連取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。
- （2）通貨関連取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。
- （3）株式関連取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。
- （4）債券関連取引 〔2023年9月期・2024年9月期〕 該当ございません。